新旧対照表

○特定工程及び特定工程後の工程の指定

新	旧
1 (略)	1 (略)
2 中間検査を行う建築物	2 中間検査を行う建築物
一の建築物における新築、増築又は改築に係る部	一の建築物における新築、増築又は改築に係る部
分の階数が3以上のもの又は当該部分の床面積の	分の階数が3以上のもの又は当該部分の床面積の
合計が500平方メートル以上のもの。ただし、次に	合計が500平方メートル以上のもの。ただし、次に
掲げる建築物を除く。	掲げる建築物を除く。
(1) <u>法第85条第6項</u> の許可を受けた建築物	(1) <u>法第85条第5項</u> の許可を受けた建築物
(2) (略)	(2) (略)
3 (略)	3 (略)